

沖縄県看護指導者養成研修事業実施要項

(目的)

第1条 介護施設等において看護の指導的立場にある者を対象として、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を修得させ、受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び県が開催する看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は沖縄県とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、次の(1)～(3)の全てを満たす者のうち、知事が適当と認めた者とする。

(1)看護師、保健師または助産師の資格を有する者

(2)次の各号のいずれかに該当する者

ア 介護施設等に勤務している者

イ 所属施設において看護の指導的立場にある者

(3)高齢者権利擁護等推進事業における看護実務者研修の講師として従事することが予定されている者

(研修内容)

第4条 高齢者に対する権利擁護への取り組みを推進するために必要な看護職としての専門的知識・技術並びに研修プログラム作成方法及び教育技術を修得させる。

2 地域における権利擁護等の情報共有・連携等のネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの推進に寄与できる知識・技術を修得させる。

(研修期間)

第5条 講義及び演習を基本とし、前条に定める研修内容が達成できるよう、必要な研修時間を確保する。

(受講手続等)

第6条 研修の受講を希望する者は、所属長を通じて受講申込書(様式第1号)に所要事項を記載し、知事に申し出るものとする。

2 知事は、前項による申込みがあったときは、書類審査の上、受講者を決定する。

3 前2項によりがたい場合は、別の方法によることも可能とする。

(修了証書の交付)

第7条 研修実施機関は、研修修了者に対し修了証書を交付するものとする。

(修了者の登録)

第8条 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等、必要事項を記載した名簿を作成し、高齢者権利擁護等推進事業における看護指導者として管理するものとする。

(研修費用)

第9条 研修に要する費用のうち、受講料及び旅費については、県の負担とする。

(雑則)

第10条 この要項に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附則 この要項は、平成18年9月29日から適用する。

附則 この要項は、平成19年4月26日から適用する。

附則 この要項は、平成28年7月1日から適用する。

附則 この要項は、令和4年7月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。